

# 日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association)

## バイオ炭品質部門 細則

### 第1条 (目的)

この細則は「バイオ炭品質部門規則」に基づき、バイオ炭品質部門の運営上必要な事項を定める。

### 第2条 (品質証明書発行手数料)

規則第8条に規定する発行手数料は、品質測定料と品質確認保証料の2つからなりそれぞれ次のとおりとする。

#### (1) 品質測定料

品質測定料は、3年ごとに発生し金額は以下のとおりとする。

40,000円 (税込)

#### (2) 品質確認保証料

品質確認保証料は、毎年発生し金額は次のとおりとする。それに従って、品質証明書を毎年、発行する。

品質証明対象 バイオ炭重量	加算基準	価格
10トン以下	一律	¥20,000
50トン以下	一律	¥40,000
300トン以下	+50トン刻み毎	+¥50,000
500トン以下	+100トン刻み毎	+¥50,000
それ以上	+200トン刻み毎	+¥50,000

以上の条件を体系化して、別表1の通りとする。

### 第3条 (現地調査)

各種バイオ炭における原料調達・製造方法の特殊性や対象量に鑑み、現地調査を行うことがある。それらに係る実費が品質確認保証料を超過する場合は、超過分を徴収するものとする。

## 附則

本細則は2021年1月1日から施行する。

2022年4月19日第2条、第3条改定

2025年4月1日第2条改定